

不祥事防止校内委員会運営規定

福山市立旭小学校

（目的）

第1条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組み、組織体として学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

（委員会の構成）

第2条 不祥事防止校内委員会の委員は、校長が指名した次の者をもって構成する。
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭

（委員会の開催）

第3条 不祥事防止校内委員会は校長が招集する。

（協議内容）

第4条 不祥事防止校内委員会は、次の事項について協議し校長が決裁する。

- ・不祥事防止に関する年間計画の作成
- ・教職員の不祥事防止に関する日常的な啓発
- ・不祥事防止チェックリストに基づく相互点検
- ・不祥事防止に関する研修プログラムの企画運営
- ・その他、目的を達成するための取組み

（その他）

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は校長が定める。

附則 この規定は、2010年（平成22年）4月1日より施行する。
2011年（平成23年）4月1日に改訂する。
2014年（平成26年）4月1日に改訂する。